

一宮監公表第5号

令和2年12月1日

一宮市監査委員 和 家 淳

一宮市監査委員 岸 澤 修

一宮市監査委員 島 津 秀典

一宮市監査委員 森 ひとみ

#### 教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、教育文化部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、教育文化部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

教育文化部（生涯学習課、スポーツ課、博物館事務局、図書館事務局）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和2年4月1日から同年7月31日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

### 2 監査の主な着眼点

監査対象事務が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

#### （1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

#### （2）重点項目（監査対象の特性や想定されるリスクを勘案し、監査を効果的に行うために設定したもの）

- ア 施設使用料及び手数料の徴収は法令に基づき適正にされているか。また、減免（無料招待券等の配布を含む）に関する事務は法令に基づき、公平かつ適正に行われているか。（生涯学習課、スポーツ課、博物館事務局、図書館事務局）
- イ 施設の維持管理業務は適法、かつ、経済的、効率的に行われているか。（生涯学習課、スポーツ課、博物館事務局、図書館事務局）
- ウ 講師謝礼の支払いは、法令等に基づいて適切になされているか。（生涯学習課、博物館事務局、図書館事務局）

エ 講座内容や講師の決定、講座参加者、施設利用者等の選考事務は公平かつ適切に行われているか。(生涯学習課、スポーツ課、博物館事務局、図書館事務局)

オ 講座参加料の取扱いは適切に行われているか。(生涯学習課、博物館事務局、図書館事務局)

カ 講座やイベントの開催、展示、貸出等の事務事業の執行に当たり、市民サービス向上に努めているか。また、その有効性や効率性が検証され、見直しや改善が適宜行われているか。(生涯学習課、スポーツ課、博物館事務局、図書館事務局)

### 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

#### (1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

#### (2) 説明の聴取

教育文化部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

#### (3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

### 4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和2年8月25日 ～同年10月29日
監査事務局による 実地調査	生涯学習課	同年8月31日
	尾西生涯学習センター、 尾西南部生涯学習センター	同年9月3日
	スポーツ課	同年9月7日
	図書館事務局・中央図書館	同年9月9日
	尾西図書館、 玉堂記念木曾川図書館	同年9月10日
	子ども文化広場図書館	同年9月11日

	博物館事務局・博物館	同年 9 月 16 日
	尾西歴史民俗資料館	同年 9 月 17 日
	三岸節子記念美術館、 木曾川資料館	同年 9 月 18 日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	同年 11 月 6 日、同月 11 日、同月 27 日

## 第 2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

### [留意事項]

#### ◎ 生涯学習課

##### (1) 契約書の内容の不備

地方自治法第 234 条の 3 の規定により、長期継続契約として認められるには「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」という旨の条件を付す必要があるが、長期継続契約であるいちのみや中央プラザ防犯警備委託業務に係る委託契約において、契約書にこのような条項が定められていなかった。必要条項は漏れなく記載されたい。

##### (2) 備品の管理の不備

備品の台帳として使用している財務会計システムに登録されている備品のうち、設置場所が入力されていない備品が多数あり、全て所在不明であった。速やかに調査を行い、所在を明らかにするとともに、一宮市物品等会計規則に基づき適切に手続を行い、備品管理に万全を期されたい。

##### (3) 公印調製時の事務手続の不備

教育委員会が管守する公印に係る事務について、一宮市教育委員会公印規則により、公印管理票を総務課が、公印カードを公印管守課が保管すること

になっているが、生涯学習課が管守する公印のうち、公印番号 12「一宮市各公民館長の印」(昭和 48 年 4 月 25 日調製)の公印管理票は総務課と生涯学習課の双方で、公印番号 13「一宮市各連区公民館長之印」(令和 2 年 4 月 14 日調製)の公印管理票は生涯学習課で保管されていた。総務課及び公印管守課の双方により規則で設定された内部統制に対する理解を促進するとともに、公印管守事務に万全を期されたい。

- 尾西生涯学習センター  
特になし。

- 尾西南部生涯学習センター
- (1) 契約の履行確認の不備

一宮市尾西南部生涯学習センター空調設備保守点検委託契約において、第三者に履行させるには書面による市の承認が必要であるにもかかわらず、承認がないまま契約の相手方以外の者により業務が実施されていた。契約の履行確認を十分に行うとともに、適切な事務処理をされたい。

- ◎ スポーツ課  
特になし。

- ◎ 博物館事務局

- 博物館

- (1) 領収書発行の不備

講座の参加者から教材費を徴収する際、領収書を発行していなかった。一宮市会計に関する規則第 9 条の 2 の規定に従い、歳入の納付があったときは出納員により領収書を発行されたい。

- (2) 減免措置に係る事務の不備

一宮市博物館条例施行規則第 6 条第 4 号に定める「教育委員会が特別の理由があると認めるとき」として、65 歳以上のデイサービス利用者の介助、付添いをする施設関係者を観覧料の減免対象とする取扱いをしているが、そのことについて取り決めた決裁文書や要領等、明文化したものがなかった。条

例等にあらかじめ規定されていない取扱いであるので、決裁文書に残すなど、文書による説明責任を果たすとともに、各減免申請書において減免理由が明確となるよう記載方法を工夫されたい。

### (3) 仕様書の不備

次の各契約において、仕様書の不備等により、契約書類に業務が明確に記載されていない状態であった。市と契約の相手方との間で齟齬が生じないよう、明確かつ正確な仕様書を作成したうえで契約を締結されたい。

ア 一宮市博物館雨水流入槽（東側）電動弁修繕工事契約において、見積書の提出依頼の際、工事内容が文書ではなく口頭で業者に伝えられていた。また、契約書にも仕様書が添付されておらず、発注内容が不明確な契約となっていた。

イ 一宮市木曾川資料館開館業務委託契約において、契約書に委託業務の一部しか記載されておらず、業務内容が不明瞭な契約となっていた。所管課の説明によれば、契約書に記載されていない業務については口頭で取り決められているとのことであった。

ウ 一宮市博物館施設管理業務委託契約における委託業務の一つである「一宮市博物館建築物環境衛生管理技術者資格選任」業務についての仕様書に、契約の相手方が実施すべき施設の環境衛生上維持管理に必要な各種調査の内容が具体的に記載されておらず、業務内容が不明瞭であった。また、特定建築物所有者として市が行うべき環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類の保管に係る事項が、契約の相手方の業務として記載されていた。

#### ○ 尾西歴史民俗資料館

特になし。

#### ○ 三岸節子記念美術館

### (1) 美術館の施設使用料の減免適用の誤り

美術館の使用許可に係る使用料について、一宮市三岸節子記念美術館条例施行規則の改正により、令和2年度から使用料の減免対象でなくなった団体に対し、誤って従来と同様に使用料の20パーセントを減額していた。減額の適否についての確認が容易となるよう事務を工夫し、適切な事務処理により公平性を確保されたい。（なお、当該使用料については是正済みである。）

(2) 契約書の内容の不備

電子複写機賃貸借契約において、仕様書が契約書に添付されておらず、見積書の提出依頼時に付した条件が契約書類から漏れた状態となっていた。契約の条件が確実に履行されるよう、必要書類は契約書に漏れなく添付されたい。

◎ 図書館事務局

○ 中央図書館

(1) 公印使用手続上の不備

一宮市教育委員会公印規則第5条第2項により、公印管守者、公印取扱者等は決裁を経た原議書又はその他の証拠書類の提示を受けた上で公印を使用することになっているが、中央図書館印と中央図書館長印について、その手続を経ずに使用していた。規則で設定された内部統制に対する理解を促進するとともに、公印管守事務に万全を期されたい。

○ 尾西図書館

特になし。

○ 玉堂記念木曾川図書館

特になし。

○ 子ども文化広場図書館

特になし。

また、契約事務に係る総括的な意見を次のとおり付す。

[ 意 見 ]

契約事務に係る内部統制について

記載を省略した軽微な事項のうち、契約内容や履行確認、決裁文書の記載内容が不十分であるものなど、契約事務に係る不備が部内で多数検出された。

契約のうち随意契約については各課が行うことになっているが、契約事務に精通していない職員が担当することもしばしばで、不備が起きやすい環境にあると言える。また、契約事務について庁内で統括する部署が決まっておらず、「各課任せ」となっている実態がある。

このことについては、定期監査等の際に市当局へも繰り返し指摘しており、その結果、平成30年2月28日付け総務部契約課長通知「契約事務の適正な処理について」により、契約事務の各段階において「契約事務チェック票」（契約課作成）を使用するよう庁内への周知が図られた。しかしながら、当監査でも検出されたとおり、依然として契約関係の不備が多く、減少傾向が認められない。契約課による「契約事務チェック票」が実際に各課で使用されている痕跡がなく、適切に運用されていないように見受けられる。

事務の抜け漏れ等防止のためのルールを策定した場合は、それが適切に運用されて初めて対策を講じたことになる。「契約事務チェック票」の使用を始め、契約事務の不正や不備を予防するためのルールについて改めて部内に周知するとともに、その運用を徹底し、内部統制の有効性の確保を図るよう求める。